

## ② コンビニや書店等における成人向け雑誌の取り扱いについて

名古屋市では、青少年を取り巻くよりよい環境の醸成は青少年の健全育成のために、社会全体で取組んでいかなければならない重要な課題であると考えています。

このアンケートでは、青少年の健全育成の観点から、コンビニや書店等における成人向け雑誌（※）の取り扱いについて、皆さまのご意見をお伺いするものです。




※過激な性・暴力などの描写を含む雑誌のこと。これらの描写が一定の基準以上の場合、愛知県青少年保護育成条例で「有害図書類」に指定されます。

「愛知県青少年保護育成条例のあらまし（有害図書類に関する規制）」抜粋

販売等の禁止：図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与、閲覧等させてはいけません。




### ＜包装＞

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧できないように次のいずれかの方法により包装しなければなりません。

<p><b>1</b> ビニール袋等により有害図書類全体を包装</p> 	<p><b>2</b> 有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る</p> 	<p><b>3</b> その他知事が認める方法【雑誌類小口（開閉部）の2か所をビニールテープにより止める】</p> 
---	---	---

### ＜区分陳列＞

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視できる一定の場所に設け、次のいずれかの方法により、陳列しなければなりません。

<p><b>1</b> 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列する。</p> 	<p><b>2</b> 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から 60cm 以上離れた場所に設けられた棚に、まとめて陳列する。</p> 	<p><b>3</b> 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、まとめて陳列する。</p> 
<p><b>4</b> 各棚板の前面と直交する鉛直線上に、当該棚板の前面から 10cm 以上張り出して設けた透視できない材質、構造の仕切り板と仕切り板との間に陳列する。</p> 	<p><b>5</b> 床面から 150cm 以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する。</p> 	

### ＜表示＞

有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。

**成人向けコーナー**

愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の（購入、借受け、閲覧、視聴、聴取）をお断りします。

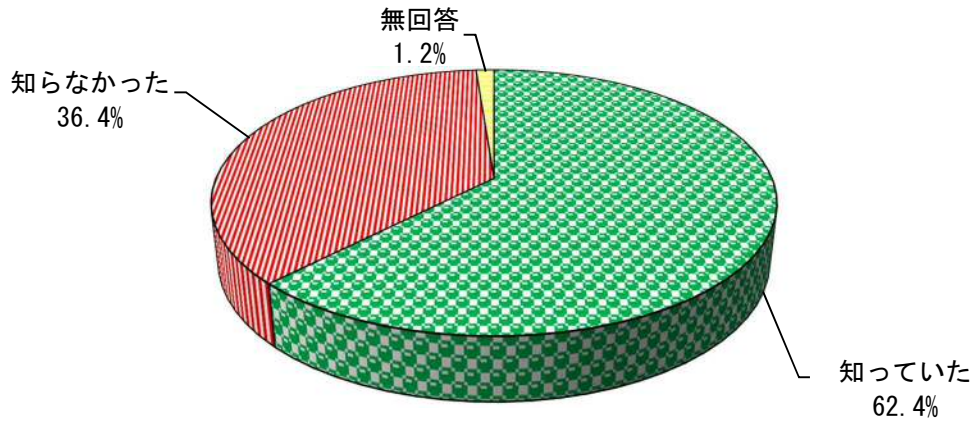
25センチメートル

有害図書類の  
包装・区分陳列・標示義務の違反者が、  
改善命令に従わないと  
30万円以下の罰金

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

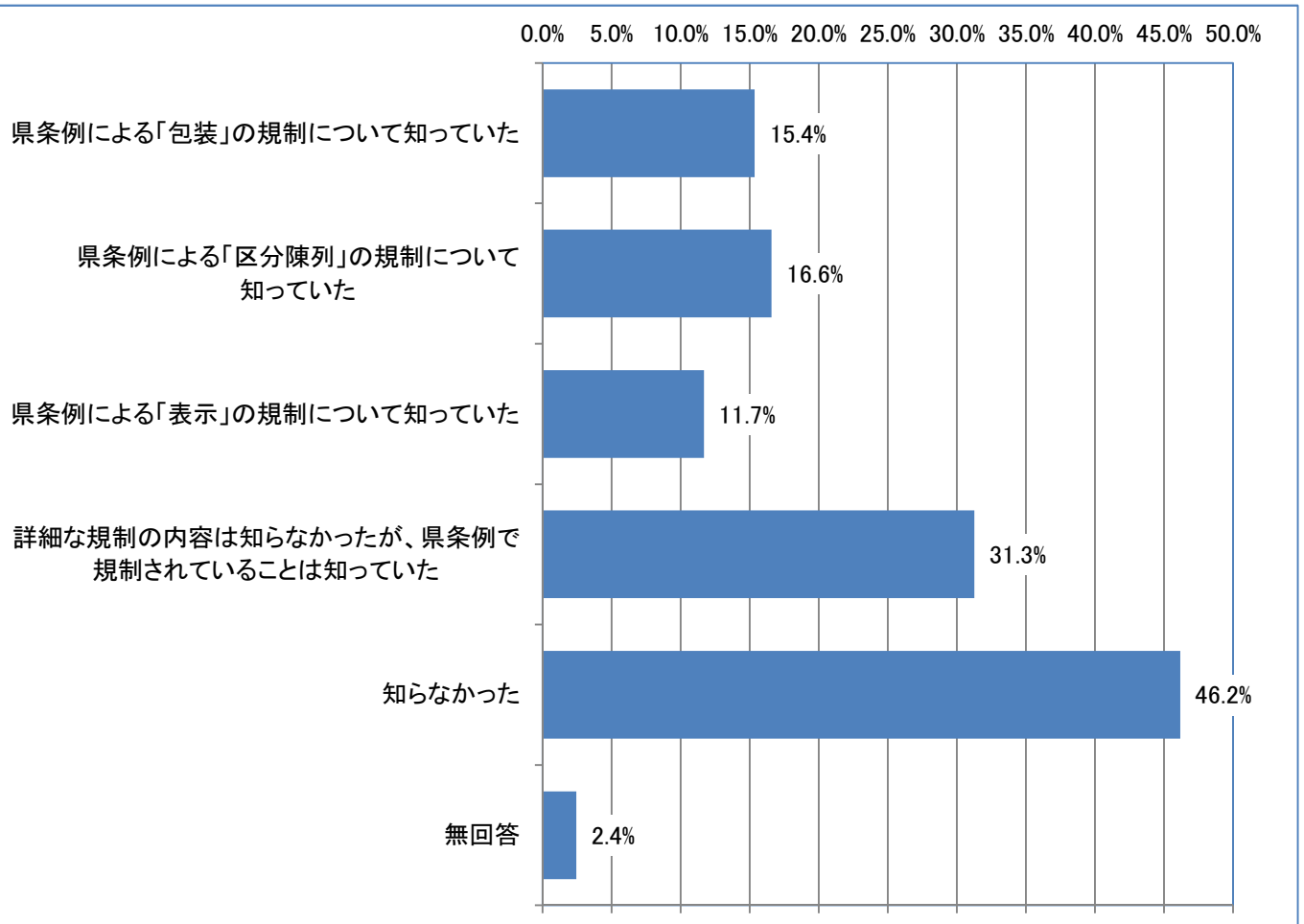
問 13 コンビニや書店等において、成人向け雑誌のうち、有害図書類に指定されたものについて、愛知県青少年保護育成条例（以下「県条例」という。）で、18歳未満の青少年に販売が禁止されていることをご存知ですか。（○は1つだけ）

N = 899



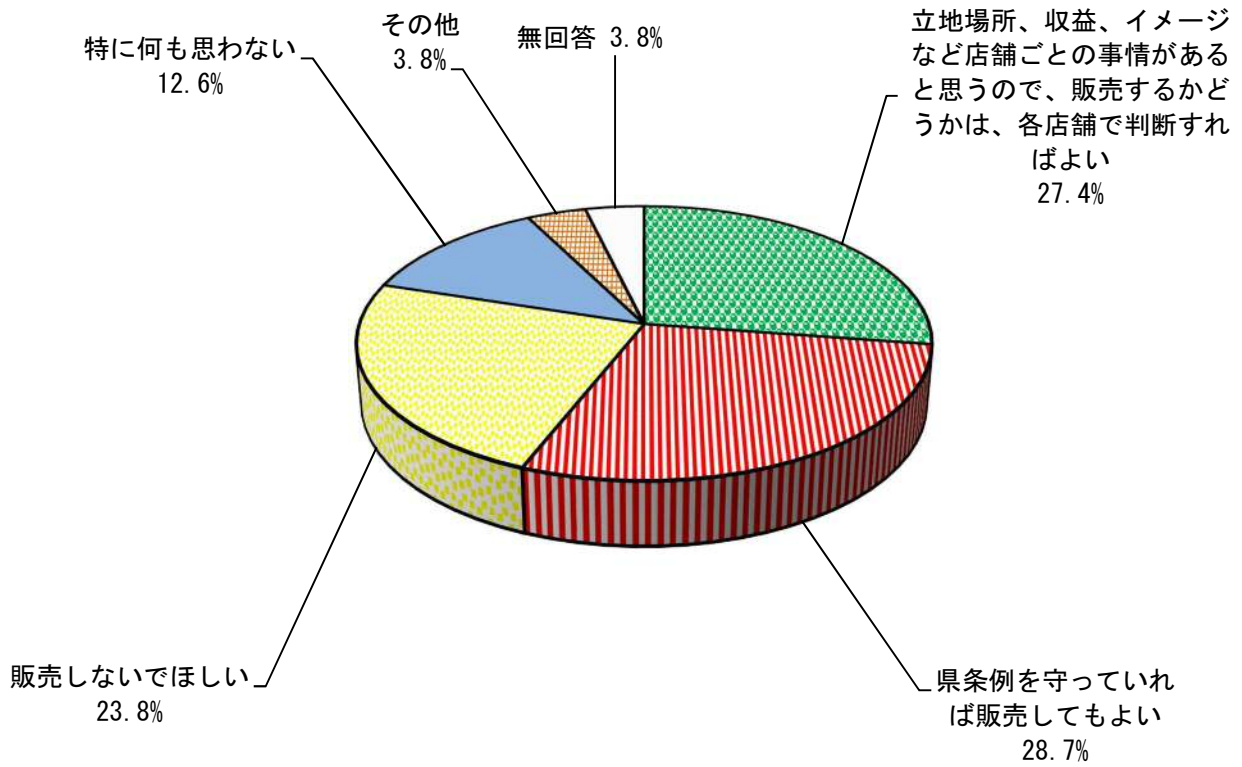
問 14 コンビニや書店等において、成人向け雑誌のうち、有害図書類に指定されたものを陳列する場合は、県条例で、商品の「包装」、「区分陳列」、成人向けコーナーであることの「表示」の3つの規制がなされていることをご存知ですか。（3つの規制の内容は、前ページ参照）（○はいくつでも）

N = 899



問 15 青少年の健全育成の観点から、コンビニや書店等において、成人向け雑誌を販売することについて、どう思いますか。(○は1つだけ)

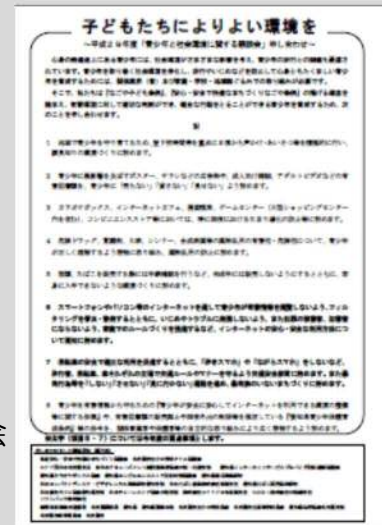
N = 899





名古屋市では、毎年、関係業界団体や青少年育成団体、関係行政機関が一同に会し、青少年のための取組みについて意見交換等を行う懇談会を開催しています。同懇談会で申合せを行い、「子どもたちによりよい環境を」という文書にしてコンビニや書店、レンタルビデオ店などに配布し、周知を依頼しています。

＜申合せ文書＞



「子どもたちによりよい環境を」（申合せ文書抜粋）

2 青少年に悪影響を及ぼすポスター、チラシなどの  
 広報物や、成人向け雑誌、アダルトビデオなどの有害図  
 書類を、青少年に「売らない」「貸さない」「見せない」  
 よう努めます。

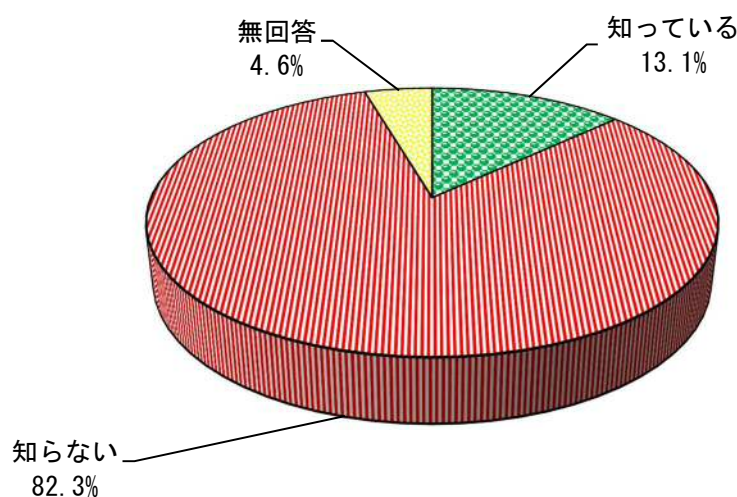
＜申合せをした関係業界団体＞

NTT西日本名古屋支店 全日本アミューズメント施設営業者協会  
 中部・北陸支部 愛知県インターネットサービスプロバイダ防犯  
 連絡協議会 愛知県カラオケボックス協会 愛知県コンビニエ  
 スストア防犯対策協議会 愛知県書店商業組合 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商  
 業組合愛知支部 日本たばこ産業株式会社東海支社 愛知県たばこ販売協同組合 日本複合カ  
 フェ協会愛知県支部 日本チェーンストア協会中部支部 株式会社NTTドコモ東海支社 K  
 DDI株式会社中部総支社 ソフトバンク株式会社

【参考】URL : <http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000075977.html>

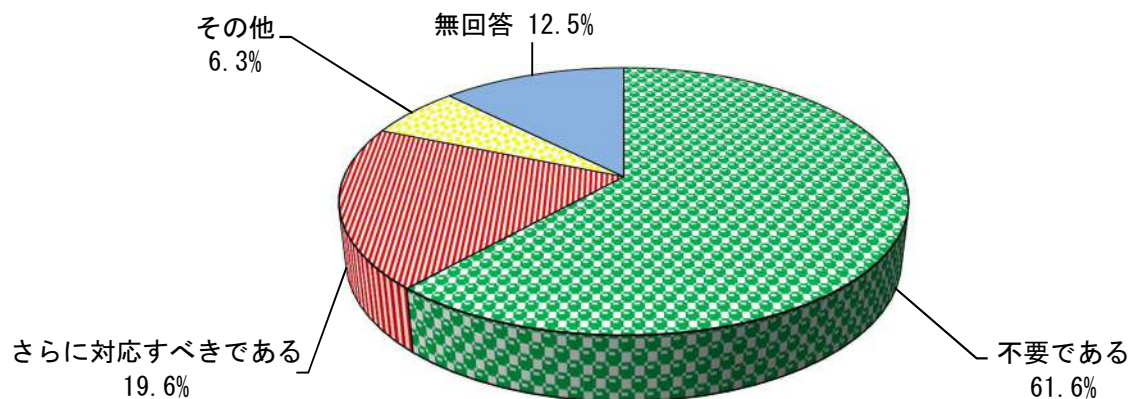
問16 上の説明にある取組みについて知っていますか。(○は1つだけ)

N = 899



問 17 青少年の健全育成の観点から、コンビニや書店等における成人向け雑誌の取り扱いについて、県条例による規制や、上の説明にある関係業界団体等との申合せにより自主的な取組みを行っていますが、名古屋市として、さらに対応すべきであるとお考えですか。  
(○は1つだけ)

N=899



《問 17 で 2 と答えた方（市としてさらに対応すべきであるとお考えの方）にお聞きします。》

問 18 どのような対応を市がするとよいか、ご自由にお書きください。

記述あり 126 件

- ・継続が結果につながると思うので、常に同じ又はそれ以上の取組みはしていくべきだと思います。
- ・やるからには、しっかり規制について周知すべき。またコンビニの雑誌のみならず、インターネット等様々な情報源があるためそこについても対応した方が良いと思う。
- ・街から有害映像や図書をなくそうとしたところで、今ではスマホ 1 台あればアダルト系や過激な映像が見放題だと思います。社会よりも家庭環境を整える必要があると思います。
- ・コンビニ、書店等、市と話し合いをして、良い方法を考えると良いと思う。
- ・学校に近いコンビニ、書店又は学生達が多く立ち寄る店への巡回などは行なった方がよいと思います。

ほか